

船舶事故調査報告書

平成28年5月26日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

| | |
|---|--|
| 事故種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 平成27年7月25日 19時05分ごろ |
| 発生場所 | 福岡県新宮町相ノ島北西方沖 筑前相島灯台から真方位319° 1.6海里（M）付近 （概位 北緯33° 46.9′ 東経130° 20.4′） |
| 事故の概要 | 漁船共明丸は、南南東進中、また、プレジャーボート瑞鶴は、錨泊中、両船が衝突した。 瑞鶴は、同乗者の1人が負傷し、右舷後部外板に擦過傷等を生じ、また、共明丸は、右舷前部外板に擦過傷を生じた。 |
| 事故調査の経過 | 平成27年8月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | A 漁船 共明丸、4.9トン FO3-32514（漁船登録番号）、個人所有 12.50m（Lr）×2.67m×0.85m、FRP ディーゼル機関、253.75kW、平成8年1月10日 第290-47219号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 瑞鶴、5トン未満 290-47190福岡、個人所有 7.49m（Lr）×2.52m×1.24m、FRP ディーゼル機関、88.30kW、平成8年3月 |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A 男性 57歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年4月25日 免許証交付日 平成24年2月1日 （平成29年7月30日まで有効） B 船長B 男性 67歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年6月30日 免許証交付日 平成25年5月7日 （平成30年7月1日まで有効） |
| 死傷者等 | 軽傷 1人（同乗者B ₁ ） |

| | |
|--------------|---|
| <p>損傷</p> | <p>A 右舷前部外板に擦過傷 B 右舷後部外板に擦過傷、右舷後部手すりに曲損</p> |
| <p>気象・海象</p> | <p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約2～3m/s、視界 良好 海象：うねり 波高約0.5～1m 日没時刻：19時25分</p> |
| <p>事故の経過</p> | <p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、相ノ島北西方沖での漁を終え、約13ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で相島漁港^{あいのしま}に向けて南南東進していた。</p> <p>船長Aは、A船が、約13knで航行すれば船首が約0.25m浮上し、船首方に死角が生じるので、椅子の前にある足置き台（高さ約0.37m）の上に立って死角を補う見張りを行っていたが、1.5Mレンジとしたレーダーに何も映っていなかったため、前方に他船はいないと思い、操舵室右舷側にある椅子に腰を掛けた。</p> <p>船長Aは、右舷船首方約20mに白い物が少し見えたので、開けていた窓から顔を出して確かめたところ、B船を確認したので、直ちに左舵を取って左転したが、A船の船尾がB船に当たると思い、続けて右舵を取って避けようとした。</p> <p>A船は、平成27年7月25日19時05分ごろ、その右舷前部とB船の右舷後部とが衝突した。</p> <p>A船は、B船に近づき、船長Aが負傷者の有無及び損傷状況を船長Bに確認した後、所属する漁業協同組合に本事故の発生を伝えるとともに海上保安庁への通報を依頼し、A船に損傷が認められなかったため、相島漁港に向かった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り仲間2人（以下「同乗者B₁」及び「同乗者B₂」という。）を乗せ、相ノ島北西方沖で主機を停止し、船首から錨を投入して船首を北西方に向け、釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、B船の右舷後部に立って釣りを行っていたところ、右舷方約1～1.5kmにB船に向かって来るA船を視認したが、いずれ針路を変えるだろうと思い、釣りを続けた。</p> <p>船長Bは、釣りを行いながら、時々A船の動向を見ていたが、A船がB船まで約300mに接近した頃、A船の船首が浮上して操舵室が見えない状態でB船に向かって来ているので、危険を感じ、左舷中央部にいた同乗者B₁と左舷前部にいた同乗者B₂にA船の接近を知らせた。</p> <p>B船は、A船が約100mに接近したところで、船長Bが同乗者2人と共に両手を振りながら大声で叫んで注意喚起を行ったものの、A船が衝突した。</p> <p>同乗者B₁は、衝突の衝撃でB船の操舵室の左舷側窓で顔を打った。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>船長Bは、同乗者B₁及び同乗者B₂の状態及びB船の損傷状況を確認した後、同乗者2人と相談して釣りを続けることとし、船長Aと連絡先を交換した。</p> <p>船長Bは、海上保安庁から指示を受け、23時00分ごろ抜錨し、係留地である福岡県福津市津屋崎漁港に帰った。</p> <p>同乗者B₁は、本事故後、余り痛みを感じなかったが、26日になって痛みが増したので、病院で治療を受け、顔面打撲と診断された。 (付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船の損傷状況、写真2 B船の損傷状況 参照)</p> |
| <p>その他の事項</p> | <p>船長Aは、本事故当時、うねりでA船の船首が下がった際に前方を注意して見ていたので、椅子に腰を掛けていても前方の見張りができていると思った。</p> <p>船長Aは、相島漁港に向けて航行中、視界が良好で、前方約6.5M先に白い砂浜（福岡県福岡市奈多^{なた}海岸）が見えていたので、B船の白い船体と重なってB船が見えにくかったかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>船長Aは、以前からA船の方に船首を向いている小型船が、レーダーに映らない場合があることを経験していた。</p> <p>船長Bは、向かって来る漁船が近くまで来たところで、急に舵を取って針路を変えることが、過去に何度もあったので、A船もそのうちに針路を変えるだろうと思っていた。</p> <p>B船は、白色全周灯及び黄色回転灯を表示していた。</p> <p>B船は、レーダー反射器を備えていなかった。</p> <p>B船は、錨泊中を示す黒色の球形形象物を掲げていなかった。</p> <p>船長Bは、有効な音響による信号を行えるものとして笛を船室内に備えていたが、A船が至近に迫っており、取りに行く余裕がなかった。</p> <p>B船は、水深31m付近に四爪錨を船首部から投下し、錨泊していた。</p> <p>船長A、船長B及びB船の同乗者2人は、本事故時、救命胴衣を着用していなかった。</p> |
| <p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> | <p>A あり、B なし</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、相ノ島北西方沖を南南東進中、船長Aが、前路に他船はいないものと思い、椅子に腰を掛け、船首方の死角を補う見張りに行っていなかったことから、至近になってB船に気付き、左舵等を取ったもののB船に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、ふだんは操舵室の足置き台の上に立って死角を補う見張</p> |

| | |
|-----------|--|
| | <p>りを行っていたが、レーダーに他船が映っていなかったこと、及びうねりでA船の船首が下がった際に前方を注意して見ていて前方に船を認めなかったことから、前路に他船はいないものと思い、椅子に腰を掛けたものと考えられる。</p> <p>船長Aは、B船がFRP製のボートであったこと、両船の船首方位の交角が小さかったこと、レーダーのレンジが1.5Mであったことなどから、レーダー画面にB船を認めなかった可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>B船は、相ノ島北西方沖で釣りをして錨泊中、船長Bが、接近するA船に気付いてその動向を見ていたが、A船が更に接近するので、危険を感じ、同乗者と共に手を振って声を出すなどの注意喚起を行ったものの、A船が衝突したものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、相ノ島北西方沖において、A船が南南東進中、B船が錨泊中、船長Aが、前路に他船はいないものと思い、椅子に腰を掛け、船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったため、A船がB船に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| 参考 | <p>船長Bは、今後、事故防止策として錨泊中は黒色の球形形象物を掲げ、笛を携帯することとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中に船首方に死角を生じる場合、死角を補う見張りを行うこと。 ・FRP製の小型船舶は、レーダーに映りやすくなるようにレーダー反射器をできる限り高い位置に掲示することが望ましい。 ・全長12m未満の船舶は、汽笛及び号鐘を備えていない場合、有効な音響による信号を行うことができる手段（例えば笛を所持しておく等。）を講じておくこと。 ・全長7m以上の船舶は、錨泊する際には、見えやすい場所に錨泊中を示す黒色の球形形象物1個を掲げること。 |

付図1 事故発生経過概略図

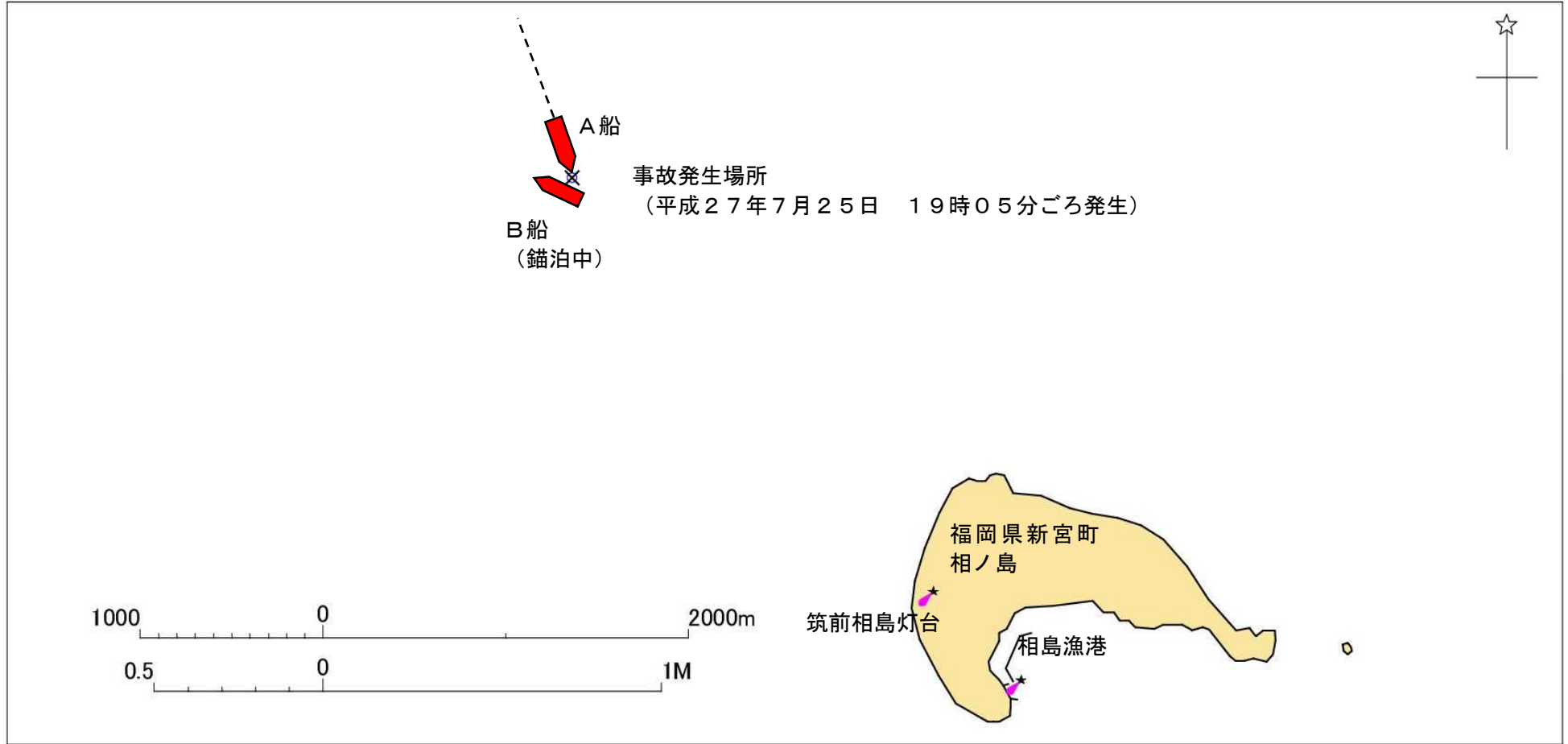


写真1 A船の損傷状況



擦過傷

写真2 B船の損傷状況



手すりが曲損
外板に擦過傷